

Gender Equality

今とこれからを輝いて生きる

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が 4月から施行されます

以前より女性は、日常生活や社会生活で女性であることにより、さまざまな困難な問題に直面することが多いと指摘されてきました。ここ数年は、感染症の影響もあり、配偶者などからの暴力(DV)、不安定な労働状況、低賃金や物価の上昇による貧困で、さらに困難な状況に陥っている女性が増えているといわれています。「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害や家庭の状況、地域社会との関係性など、その他のさまざまな事情により、日常生活や社会生活を円滑に営むうえで困難な問題を抱える女性のことです。このような状況にある女性に対しての支援を充実させるために、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が4月から施行されます。

この法律は、次の3つを基本理念としており、都道府県や市町村で必要な対策をすることが求められています。

3つの基本理念

女性の抱える問題が多様化、複合化していることを踏まえ、多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されること。

人権の擁護を図ると共に、男女平等の実現に資すること。

この法律は、困難な問題を抱える女性の自立に向けて、本人の意思を尊重し、抱えている問題、心身の状況などに応じた適切な支援を行っていくことを基本的な考え方としています。そのため、多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関や民間団体と協働することが求められます。

小郡市の取組

市は、各部署や関係機関と連携し、DV事案の早期発見に努め、相談体制を整備しています。また、必要に応じて専門機関につなぐなどの支援を行っています。下記の相談窓口お気軽にご相談ください。

☎ 総務広報課男女共同参画推進室 ☎72-2111

おごおり女性ホットライン ☎092-513-7337

DVのことや家族関係、職場のことなど、ひとりで悩まずご相談ください。秘密は厳守します。
月～金曜日/10時～17時(祝日、12月29日～1月3日を除く)



内閣府・DV相談^{プラス} ☎0120-279-889 (24時間受付)

メール・チャットでの相談もできます



福岡県あすばる相談ホットライン ☎092-584-1266

毎日/9時～17時(8月13日～15日、12月29日～1月3日を除く)
金曜のみ/18時～20時半も可(祝日を除く)